

# 第2期教育振興基本計画の進捗状況について(概要)

平成28年3月

# 第2期教育振興基本計画に掲げられた方向性

## 今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

「自立」… 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる社会

「協働」… 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高めあい、社会に参画することのできる社会

「創造」… これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる社会

## 教育行政の4つの基本的方向性(生涯の各段階を貫く方向性を設定)

**1. 社会を生き抜く力の養成** ~多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力~

→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

**2. 未来への飛躍を実現する人材の養成** ~変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材~

→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

**3. 学びのセーフティネットの構築** ~誰もがアクセスできる多様な学習機会を~

→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

**4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成** ~社会が人を育み、人が社会をつくる好循環~

→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

★ この4つの方向性に基づいて、8つの成果目標(及びその達成度を客観的に計測するための成果指標)、30の基本施策を体系的に整理(4のビジョン、8のミッション、30のアクション)

# 第2期教育振興基本計画の進捗状況の点検について

## 第2期教育振興基本計画（抜粋）

### 第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

#### Ⅱ 進捗状況の点検及び計画の見直し

成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況について、定期的に可能な限りデータなどを用いて客観的に点検し、その後の施策等の方向性に反映させるとともに、広く国民に情報提供していくことが必要である。その際、あわせて、各成果指標に係る統計調査等の目的・方法等について分析するなどして、各成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、不断の見直しを行っていくことが重要である。

（本資料の性質）

- 基本的方向性・成果目標ごとに主な成果指標の達成状況及び基本施策の進捗状況を提示している。
- 成果指標の達成状況については、原則、平成24年度（第2期教育振興基本計画の策定（平成25年6月14日）の前年度）との比較により示しているが、当該年度のデータが存在しない場合には、平成24年度以前の最も新しいデータと比較している。

# 今年度(平成27年度)のスケジュール

	平成27年度(2015年度)		
			
計画部会	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">6月5日 第1回部会</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">10月5日 第2回部会</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">3月29日 第3回部会</div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度フォローアップを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時点更新可能な成果指標の進捗状況を提示</li> <li>第1回部会での主な指摘事項への回答・主な指標への対応方策について説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分科会において考える現行計画の現状と課題を報告</li> <li>第2期計画の中間フォローアップ(平成27年度フォローアップ)を実施</li> <li>基本施策と成果指標の関係性を提示</li> </ul>
各分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分科会において考える現行計画の現状と課題</li> <li>主な指標への今後の対応方策</li> </ul>		

第2期教育振興基本計画に記載の全ての成果目標や成果指標、基本施策等について、  
インプット、アウトプット(結果)、アウトカム(成果)の相互の関係を整理・分析

# 基本的方向性1 社会を生き抜く力の養成

## 成果目標1(「生きる力」の確実な育成)

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。(確かな学力)世界トップの学力水準を目指す。  
(豊かな心)豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。  
(健やかな体)今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

#### 【基本的考え方】

- 子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。
- このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。また、高等学校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど、高等学校教育の質保証に向けた取組を進めるとともに、各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じる。

#### 1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実)

##### ● 学習指導要領の着実な実施と不断の見直し

- ・現行の学習指導要領の着実な実施に向けて、その趣旨・内容の徹底や、教育課程編成・実施上の優れた実践の共有等を図るための説明会・協議会を実施。また、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、言語活動の充実に関する実践研究を実施するなど、各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進。  
※理数教育、外国語教育等の充実については該当項目を参照。
- ・平成27年8月に新しい学習指導要領等が目指すべき姿について、中央教育審議会にて「教育課程企画特別部会 論点整理」を取りまとめ。「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」を実現するという理念のもと、学習指導要領等の構造的な見直しを行うこととしており、これからの時代に求められる資質・能力の明確化、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントや学習評価の充実などが重要と示された。

## 基本施策2 豊かな心の育成

### 【基本的考え方】

- 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。

### 2-1 道徳教育の推進

#### ● 道徳の教科化

- ・平成27年3月に道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置づけることなどに係る学習指導要領の一部改正等を実施。平成30年度から小学校、平成31年度から中学校での全面実施に向け、平成27年7月に改正学習指導要領に対応した学習指導要領解説を作成するとともに、平成27年9月に教科用図書検定基準を改正。

### 2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

#### ● いじめ対策の推進(いじめ防止対策推進法への対応)

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関して、より実効的な対策を講じるため、「いじめ防止対策協議会」を設置。同法及び「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成25年10月文部科学大臣決定)の周知のため、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催。

## 基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

### 【基本的考え方】

- 基本施策1、2、3に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。
- すなわち、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する。

### 4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築 —養成・採用・研修の一体的な改革—

#### ● 教職員の資質向上や学校組織全体の総合力の向上

- ・教員養成・採用・研修の一体改革や学び続ける教員を支えるキャリアシステム構築のための体制整備等の具体的方策について、平成27年12月に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の答申を取りまとめ、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを公表。

# 主な成果指標の達成状況

## 【確かな学力】

### (成果指標①)

国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。

→ PISA2012において調査国中トップレベル

あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。

→ PISA2009からPISA2012にかけて、上位層の増加、下位層の減少が見られる  
計画策定以降の推移については、PISA2015の結果を確認

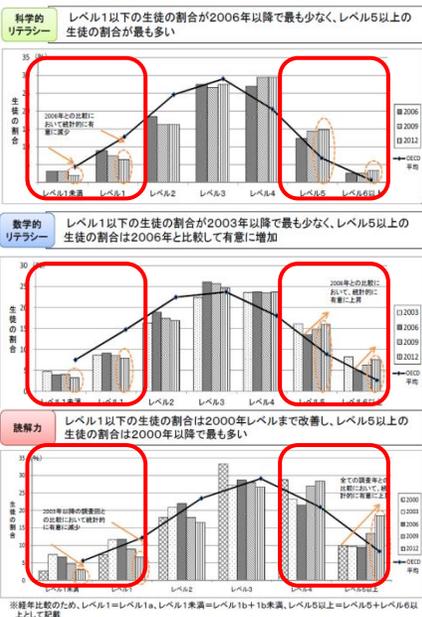
OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)

習熟度レベル別の生徒の割合



※順位はOECD加盟国中  
※数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載

(資料)「OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)」(国立教育政策研究所)



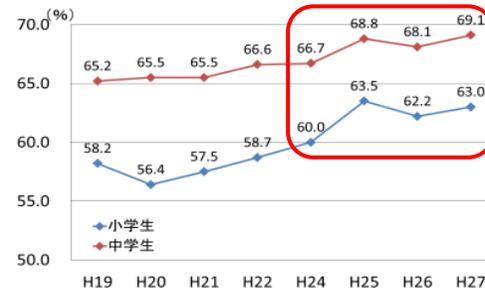
※経年比較のため、レベル1=レベル1a、レベル1未満=レベル1b+1b未満、レベル5以上=レベル5+レベル6以上として記載

### (成果指標②)

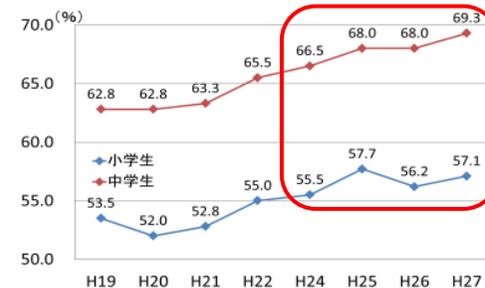
児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善

→ 平成24~27年度の結果を比較すると、1時間以上勉強している児童生徒の割合は増加

学校の授業時間以外で平日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合



学校の授業時間以外で土日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合



(資料)「全国学力・学習状況調査(平成19年度~平成27年度)」(文部科学省)

## (参考)【平成27年度全国学力・学習状況調査において課題のある点】

### ○課題のある点

#### 【小学校】

- ・国語・・・筆者の意図や思考を想定しながら文章全体の構成や表現を捉えること等。
- ・算数・・・基準量、比較量、割合の関係を捉え、基準量を求めること等。
- ・理科・・・実験結果を基に自分の考えを改善すること等。

#### 【中学校】

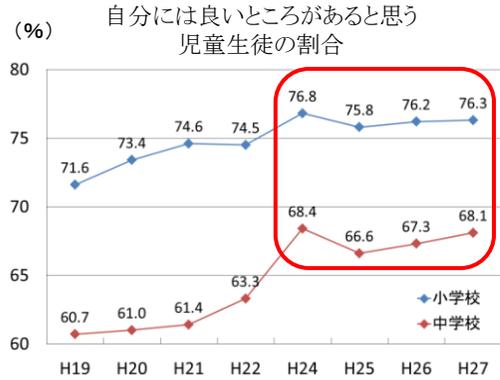
- ・国語・・・伝えたい事実や事柄について根拠を明確にして書くこと等。
- ・数学・・・記述問題について、数学的な表現を用いた理由の説明等。
- ・理科・・・課題に正対した実験の計画や考察等。

# 【豊かな心】

## (成果指標①)自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上

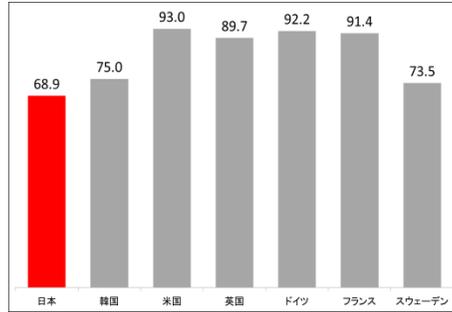
・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、横ばい



(資料)「全国学力・学習状況調査(平成19年度～平成27年度)」(文部科学省)

(参考)自分には長所があると感じている若者(満13歳から満29歳)の割合



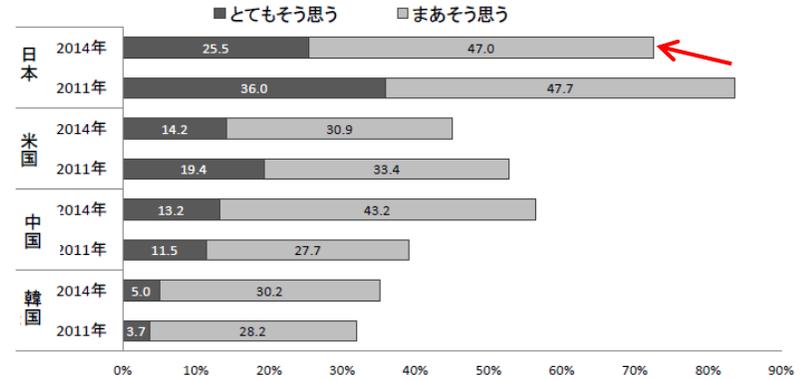
※調査対象:日本、韓国、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの満13歳から満29歳までの男女

調査時期:いずれの国も、平成25年11月から12月までの間に実施

(資料)「平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(内閣府)

(参考)自分はダメな人間だと思うことがある高校生の割合

日本は2011年と2014年を比べると1割減少している。米国もやや減少傾向である。中国と韓国は3年前より増加している。特に中国の割合が2011年の39.2%から2014年の56.4%と大きく上昇した。



(出典)「高校生の生活と意識に関する調査報告書ー日本・米国・中国・韓国の比較ー(平成27年8月)」(国立青少年教育振興機構)を基に作成

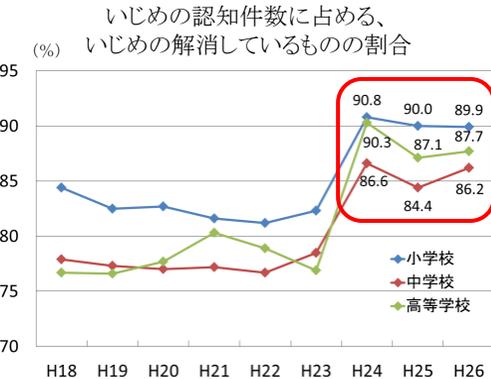
## (成果指標②)いじめ、不登校、高校中退者の状況改善

(いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、

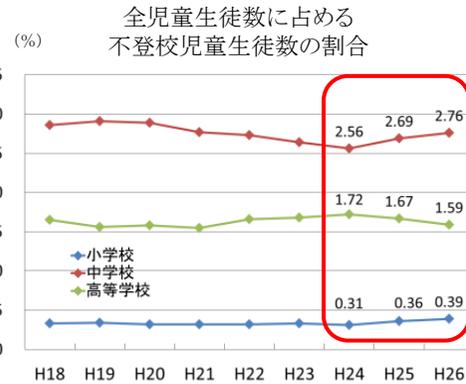
→ 平成24～26年度の結果を比較すると、概ね横ばい

全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、小中学校で増加、高等学校で減少



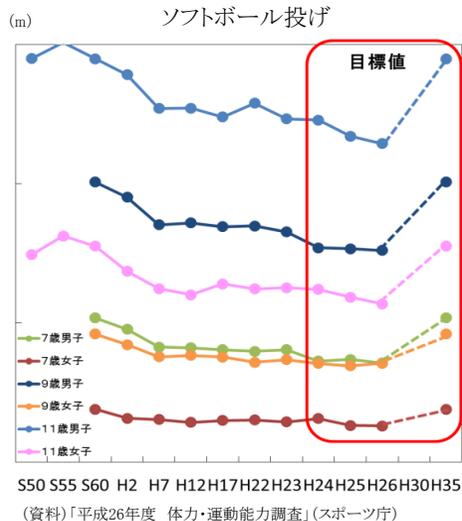
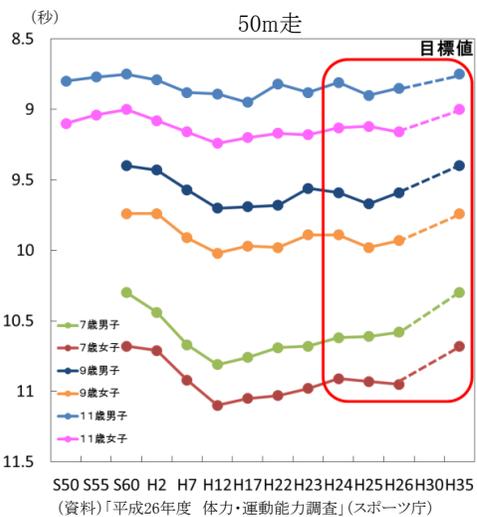
(資料)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成18年度～平成26年度)」(文部科学省)



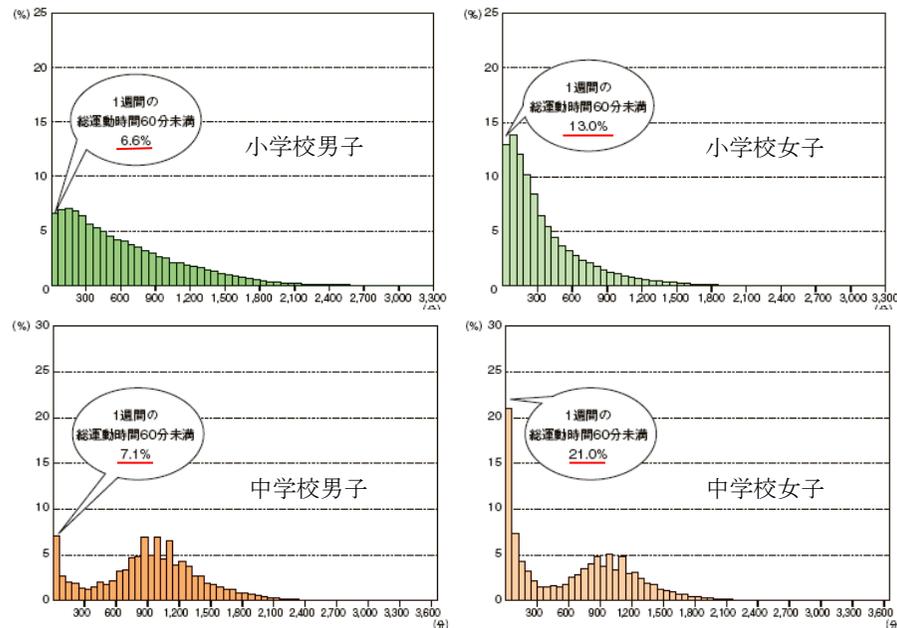
# 【健やかな体】

(成果指標①) 体力の向上傾向を確実にする(今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す)。

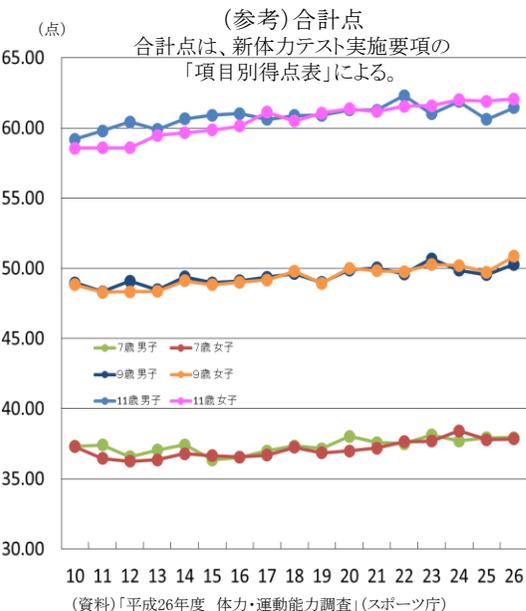
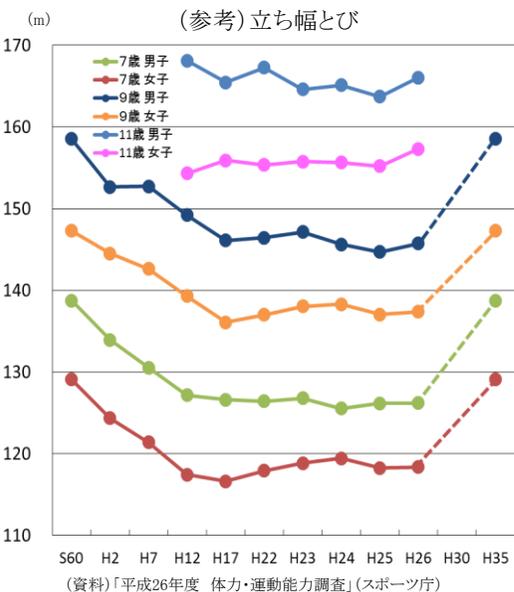
→ 平成24～26年度の結果を比較すると、50m走では7歳男子、9歳男子は向上、7歳女子は低下、他は横ばい。ソフトボール投げでは9歳女子は向上、7歳女子、9歳男子、11歳男子、11歳女子は低下、7歳男子は横ばい。



(参考) 運動する子供としない子供の状況



(出典)「平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(スポーツ庁)を基に作成。



(成果指標②) 学校における健康教育・健康管理の推進  
・健康の重要性を認識し、日常生活の実践に生かしている児童生徒の割合の増加 → 平成25年度以降の推移については今後把握(次回調査は平成28年度に実施予定)

- 健康は、幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合  
平成16年度:【高3男子】87.8% → 平成22年度:【高3男子】90.1%  
【高3女子】92.1% → 【高3女子】93.1%
- 保健で学習したことを、自分の生活に生かしている児童生徒の割合  
平成16年度:【高3男子】42.2% → 平成22年度:【高3男子】47.1%  
【高3女子】40.1% → 【高3女子】47.4%

(資料)「保健学習推進委員会報告書(平成16年度、22年度)」(日本学校保健会)を基に作成。

## 成果目標2(課題探求能力の修得)

知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する。

このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換などを図る。

### 基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

#### 【基本的考え方】

- 知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。
- 学士課程教育においては、学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。
- 学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学修に要する総学修時間の実質的な増加・確保を始点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画(シラバス)の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な教学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。
- その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。

#### 8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

#### 8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

#### ● 大学教育改革に取り組む大学に対する支援

- ・大学教育再生加速プログラム(平成27年度予算:12億円)の内数にて、学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基づいた授業改善、長期学外学修プログラム実施等の大学教育改革に取り組む大学に対して支援。

#### 8-5 大学院教育の改善・充実

#### ● 審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」の決定、卓越大学院(仮称)の形成に向けた検討

- ・平成27年9月に中央教育審議会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」を取りまとめた。これを踏まえ、今年度中に「第3次大学院教育施策要綱」を文部科学大臣決定予定。卓越大学院(仮称)形成に向けて、産学官からなる検討会において、平成27年度中を目途に、分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて示し、平成28年度以降、大学における企業との連携による構想作り等、具体化に向けた取組を開始予定。

## 基本施策9 大学等の質の保証

### 【基本的考え方】

- 学生の保護や国際通用性の観点から、大学等の質を保証し、基本施策8等における教育の質的転換の取組等とあいまって、その向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、教育研究活動の可視化促進などを図る。

### 9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

#### ● 大学の設置基準、設置認可、認証評価の改善

・中央教育審議会において、大学の質保証のためのトータルシステム全体の在り方を踏まえつつ大学設置基準や設置認可、認証評価の改善等について引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行って行く。

### 9-2 大学情報の積極的発信

#### ● 大学ポートレートによる情報発信

・平成27年3月から大学ポートレートが本格稼働し、大学の多様な教育活動の情報を発信。また、「大学ポートレート運営会議」及び「ステークホルダーボード」等を開催し、発信情報項目の充実等、大学ポートレートの更なる改善に向けて検討を実施。

## 基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

### 【基本的考え方】

- 各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。
- また、高等学校と大学との接続については、高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、点からプロセスによる質保証システムを構築する。すなわち、基本施策7から9で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証等に係る検討とあわせて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。

### 10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換

#### ● 高大接続・大学入学者選抜の改革

・中央教育審議会の答申を踏まえ、平成27年1月に、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示した「高大接続改革実行プラン」を策定・公表。

・新たに導入する高等学校基礎学力テスト(仮称)及び大学入学希望者学力評価テスト(仮称)、各大学の個別選抜の改革や多様な学習状況・学習成果の評価の在り方など、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討する、「高大接続システム改革会議」を立ち上げた。平成27年9月に中間まとめを行い、同年度内を目途に最終報告予定。

# 主な成果指標の達成状況

## (成果指標①)

各大学における学修時間の把握状況の改善、

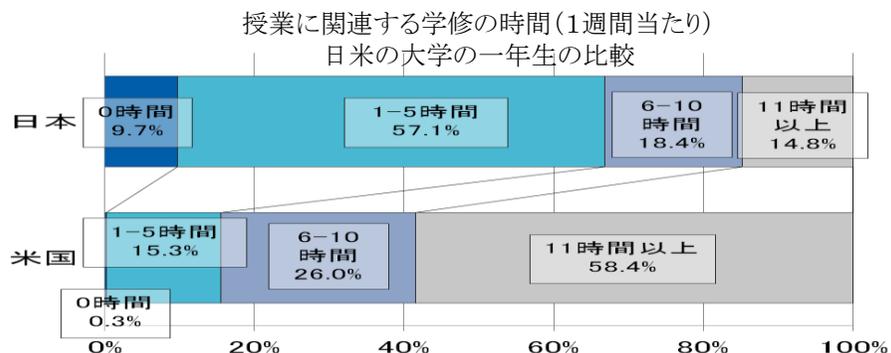
→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

**十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保(欧米並みの水準)**

→ 計画策定以降の推移は今後把握(今年度中に公表予定)

	H24	H25
学部段階において学生の学修時間や学修行動の把握を実施している大学	299大学 (40.2%)	441大学 (59.8%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)



(資料) 日本: 東京大学 大学経営政策研究センター(CRUMP)『全国大学生調査』2007年  
米国: The National Survey of Student Engagement

## (成果指標②) 学修支援環境の改善

→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
TA(ティーチング・アシスタント)を配置している大学	482校 (62.9%)	484校 (63.5%)
オフィス・アワーを設定している大学	617校 (80.5%)	655校 (86.0%)
ラーニング・コモンズの整備・活用をしている大学	321校 (41.9%)	389校 (51.0%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

## (成果指標③)

全学的な教学システムの整備状況の向上

(教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など)

→ 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている大学【学部段階】	570校 (76.7%)	694校 (94.0%)
【研究科段階】	457校 (74.4%)	551校 (89.3%)
ナンバリングを学部段階で実施している大学	125校 (16.8%)	162校 (22.0%)
履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を学部段階活用している大学	353校 (47.5%)	383校 (51.9%)
能動的学修(アクティブ・ラーニング)を効果的にカリキュラムに組み込むための検討を行っている大学	407校 (54.8%)	454校 (61.5%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

## (成果指標④)

学生、卒業生、企業・NPO等の、教育への評価の改善

→ 学生については、平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加

	H24	H25
学生の学修成果の把握の一環として、学部段階において学生の学修経験などを問うアンケート調査(学修行動調査等)を実施している大学	106大学 (14.3%)	157大学 (21.3%)
学部段階において、学生による授業評価を実施している大学	722校 (94.3%)	736校 (96.6%)

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

## 成果目標3(生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。  
このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

### 主な基本施策の進捗状況

#### 基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

##### 【基本的考え方】

- 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるようにする。
- このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、推進する。
- 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育(持続可能な開発のための教育:ESD)を推進する。

#### 11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

##### ● 地域社会・社会参画に係る学習

- ・「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決に当たる公民館等の社会教育施設の取組を支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を実施(平成26年度採択数:95件)。「地域力活性化コンファレンス」を開催し、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の取組成果や先進的取組等の事例等の研究を行い、得られた成果を全国へフィードバックし普及・啓発を実施。(平成27年度開催数:9か所)
- ・学びを通じて高齢者が地域の課題解決のために自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備するために、行政、NPO、大学及び企業等が参画する研究協議会(長寿社会における生涯学習政策フォーラム)を開催(26年度は約180名の参加者、平均満足度約81%)。

##### ● 消費者教育等の推進

- ・消費者教育の推進に関する法律等に基づき、各地域における消費者教育の取組の推進を図るため、地域における消費者教育の実践事例の報告及び多様な主体との連携・協働による消費者教育を促進する場として「消費者教育フェスタ」を実施(平成26年度:大阪市堺市、静岡県静岡市、神奈川県川崎市、平成27年度:文部科学省、大分県大分市、岐阜県岐阜市)。また、消費者教育アドバイザーの派遣や推進体制づくりを進めるための調査研究を実施。さらに、平成27年度は消費者教育推進委員会に「消費者教育の指導者用啓発資料」作成のための部会を設置し、消費者教育を実践する上でのヒントとなる啓発資料を作成した。

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

#### 【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

#### 12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

##### ● 生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備

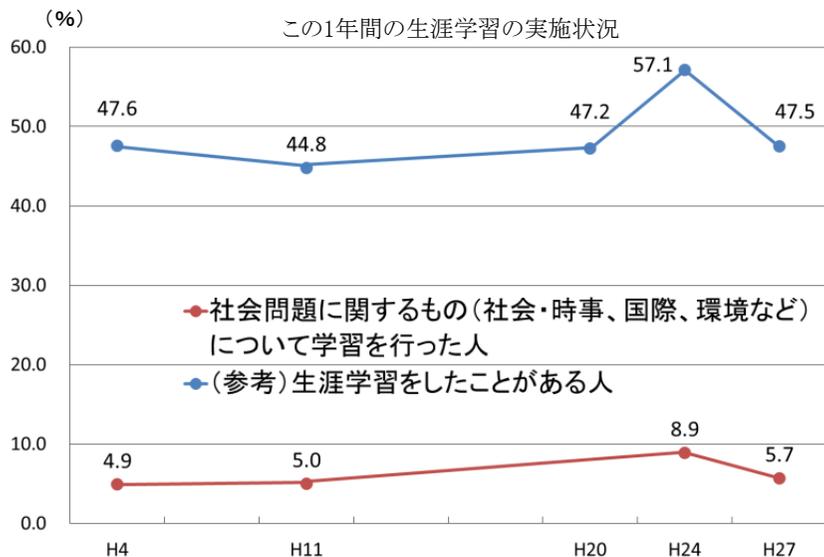
- ・各種教育プログラムや検定試験の活用・質の保証等を通じた学習成果の活用を促すための方策について、中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において検討を実施。

# 主な成果指標の達成状況

## (成果指標①)

現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加

→ 平成24年度と27年度の結果を比較すると、減少

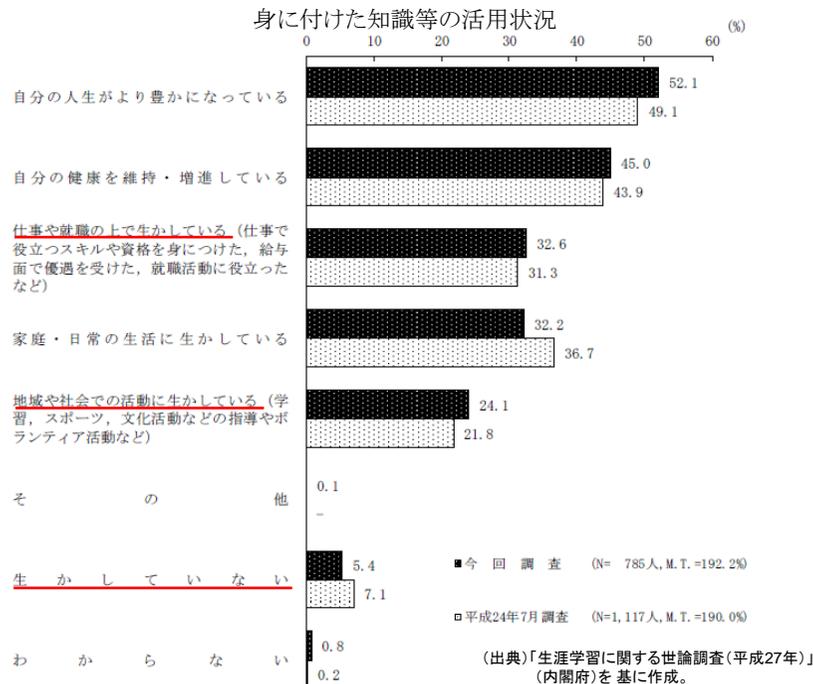


(資料)「生涯学習に関する世論調査(平成4年、11年、20年、24年、27年)」(内閣府)

## (成果指標③) 学習成果の活用状況の改善

・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加

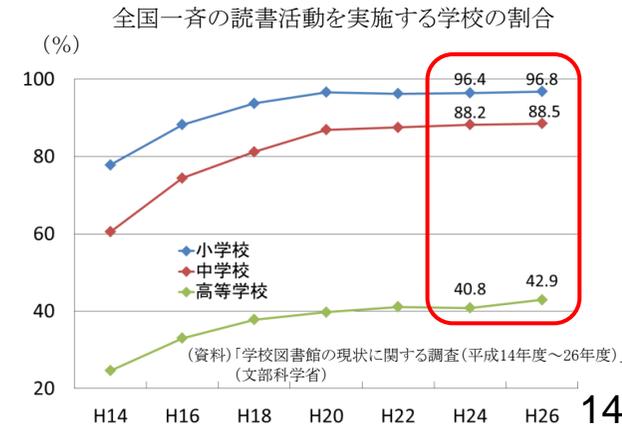
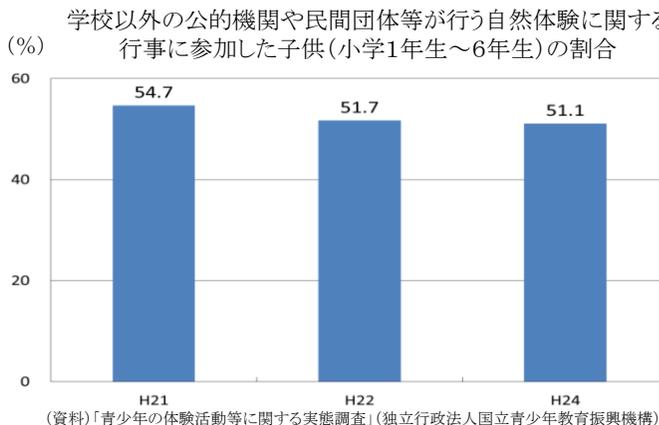
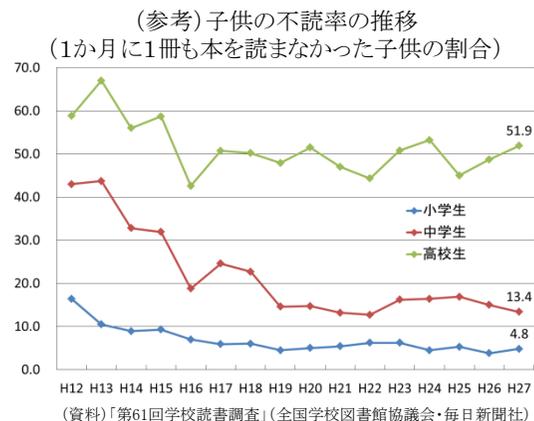
→ 平成24年度と27年度の結果を比較すると、増加



## (成果指標②) 体験活動・読書活動の実施状況等の改善

・体験活動を行う児童生徒等の数の増加 → 「青少年の体験活動等に関する実態調査」は平成24年度調査が最新のため、計画策定以降の推移は今後把握 (平成26年度調査は27年度中に公表予定)

・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加 → 平成24年度と26年度の結果を比較すると、増加



## 成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

#### 【基本的考え方】

- 「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。
- 実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。
- また、我が国の成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向けて、産学官の連携により実践的な職業教育を充実し、社会人学生・生徒が学びやすい新しい学習システムを構築する。また、専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結び付くような学校と職業をつなぐ新たな学習・評価システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワーク等との連携強化等を図る。

#### 13-2 学校横断的な職業教育の推進

##### ● 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施

- ・専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組の推進。

## 主な基本施策の進捗状況

### 13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

#### ● 専門学校における職業実践専門課程の制度化

・企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを創設。(認定学校数:833校、認定学科数:2,540学科(平成28年2月19日現在))。

#### ● 地域や産業界のニーズに対応した高等専門学校の改革

・高等専門学校については、産業構造の変化や技術の高度化、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、それぞれの地域性や特色に応じた多様な発展を目指し、各高等専門学校において自主的・自律的な改革が進められており、平成27年度は7校が地域や産業界のニーズに応じた学科再編を実施。

#### ● 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

・教育再生実行会議第五次提言を受け、有識者会議において議論をとりまとめた後、平成27年4月に中央教育審議会に諮問。現在、中央教育審議会において検討を実施。

### 13-5 社会人の学び直しの機会の充実

#### ● 「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度

・平成27年7月、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が「職業実践力育成プログラム」(BP)として認定する制度を創設。大学等への公募を行い、12月に123件を認定したところ、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを促進。

#### ● 社会人の学び直しに対する経済的支援の充実

・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度を弾力的に運用。

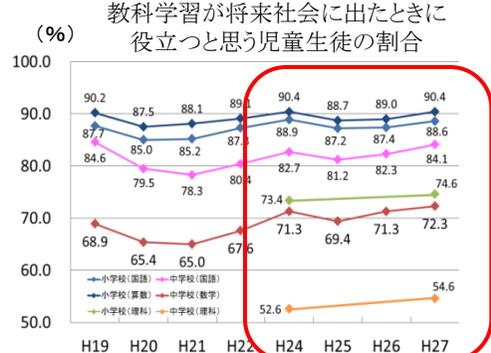
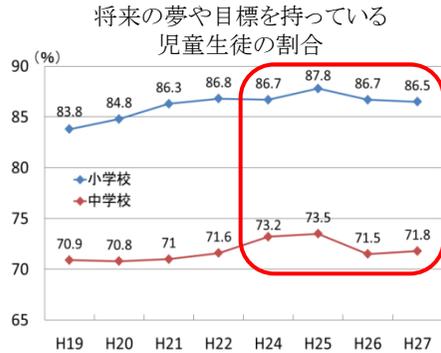
(大学等で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学等で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能としている(同学種(例:学部→学部)間の再貸与の制限の緩和)。)

・雇用保険制度の見直しによる教育訓練給付金の拡充等の取組を実施。

# 主な成果指標の達成状況

## (成果指標①) 児童生徒の進路に向けた意識の向上

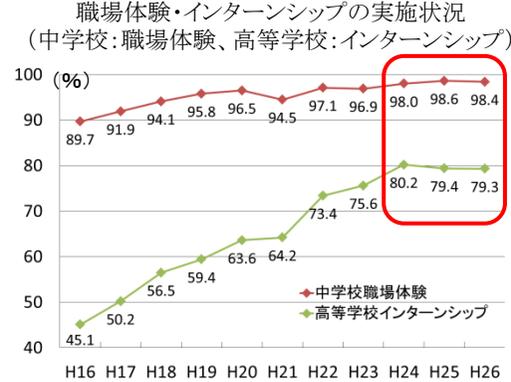
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加  
→ 平成24～27年度の結果を比較すると、小・中学校ともに横ばい
- ・教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合の増加  
→ 平成24～27年度の結果を比較すると、小学校国語と算数は横ばい、他は増加



(資料)「全国学力・学習状況調査(平成19年度～平成27年度)」(文部科学省)

## (成果指標②) 就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況(就職率、早期離職率等)改善に向けた取組の増加

- ・中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善  
→ 平成24～26年度の結果を比較すると、高等学校は減少、短期大学は横ばい、他は増加。



(資料)「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果(平成16年度～平成26年度)」(文部科学省)

## 高等教育段階におけるインターンシップの実施状況

	H24	H25	H26
大学	70.0%	70.7%	73.3%
短期大学	39.5%	40.7%	39.3%
高等専門学校	100%	100%	100%

(資料)「大学等における平成24年度及び25年度のインターンシップ実施状況について」(独立行政法人日本学生支援機構)「平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況について」(文部科学省)

## ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善

### (履修証明プログラムがある大学の増加、

- 平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加
- ・社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加、
- 平成24～26年度の結果を比較すると、増加

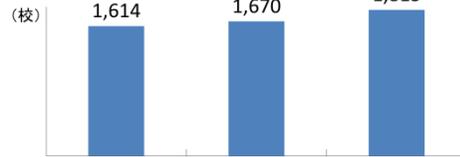
### 履修証明プログラムを開設している大学

72大学(9.4%(平成24年度))

➡ 83大学(10.9%(平成25年度))

(資料)「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度)(平成25年度)」(文部科学省)

### 社会人等を対象とするコースのうち、実際に社会人を受け入れているコースを設けている専修学校数



(資料)「私立高等学校等実態調査(平成24～26年度)」(文部科学省)

### 社会人入学者の倍増

- 大学、短期大学、大学院、専修学校の正規課程への社会人入学者は減少(専修学校の短期プログラムの受講者数については増加)

	H24	H26
大学、短期大学、大学院、専修学校への社会人入学者数【正規課程】	4.9万人	4.5万人
大学、短期大学の短期プログラムの修了者数【履修証明制度、科目等履修制度】	1.9万人	今後把握(H28年度予定)
専修学校の短期プログラムの受講者数【科目等履修制度、附帯事業】	5.3万人	5.5万人

(資料)複数の既存調査を基に文部科学省が作成(一部推計)

## 基本的方向性2 未来への飛躍を実現する人材の養成

### 成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあつて様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。

これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

### 主な基本施策の進捗状況

#### 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

##### 【基本的考え方】

- 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだして、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。
- このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

#### 14-2 理数系人材の養成

##### ● 次代を担う科学技術人材の育成・確保

- ・スーパーサイエンスハイスクール(H27:203校を指定)、グローバルサイエンスキャンパス(H27:5件を選定)、科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、サイエンス・インカレ等の取組を実施。

##### ● 理工系人材の育成・確保

- ・平成27年3月に「理工系人材育成戦略」を策定。平成27年5月に設置された「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」において、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応について検討を行い、教育機関と産業界との連携を強化することにより、戦略的な人材育成を実施。

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

#### 【基本的考え方】

- 産学官の参画を得つつ世界を牽引するリーダーを養成するため、博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図るとともに、独創的で優秀な研究者を養成するため、優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができる環境を整備する。
- 各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進するとともに、基礎研究をはじめ、独創的で多様な研究を広範かつ継続的に推進するなど、大学等の研究力を強化する。

#### 15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

##### ● 大学院教育の抜本的な改革・強化

- ・「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を支援。(平成27年度は33大学62プログラムを支援。)

##### ● 優秀な学生、若手研究者に対する支援

- ・我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者に対して、研究奨励金を支給する特別研究員事業を実施。(平成27年度の支援対象は、DC(博士課程後期の学生)4,515人、PD(博士の学位取得者等)1,126人。)
- ・複数の大学等でコンソーシアムを形成し、企業等とも連携して、若手研究者等の流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保しながらキャリアアップを図る仕組みを構築する大学等を支援。(平成27年度までに10件の取組に支援を実施。)
- ・テニュアトラック制(公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積む仕組)を実施する大学等を支援。(平成27年度までに58機関に支援を実施。)
- ・女性研究者の一層の活躍を促進するため、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立や研究力の向上を図るための取組を行う大学等を支援。(平成27年度までに120件の取組に支援を実施。)

### 基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

#### 【基本的考え方】

- グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。
- このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組(秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等)への支援、国際的な高等教育の質保証(単位の相互認定、適切な成績評価等)の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させる。

#### 16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

#### 16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

#### 16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

#### ● 英語教育の抜本的拡充

・2020年を見据えグローバル化に対応した英語教育を行う「英語教育改革実施計画」を平成25年12月に公表。同計画の具体化のため、有識者会議において、「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」を平成26年9月にとりまとめ。今後、各都道府県ごとに目標を達成するための「英語教育改革プラン」(英語担当教員及び生徒の英語力等)の策定・実行によるPDCAサイクルを構築。

#### ● スーパーグローバルハイスクール、スーパーグローバル大学

・高校段階からグローバル・リーダーを育成することを目的とするスーパーグローバルハイスクールを支援(H26:56校、H27:56校、計112校を指定)スーパーグローバル大学創生支援として世界と競うトップレベルの大学を目指す力のある大学等を重点支援(H26:37件を採択)

#### ● 官民が協力した海外留学支援制度等

・留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運を醸成するとともに、官と民が協力した新たな海外留学支援制度を平成26年度に創設、奨学金等による留学経費の負担軽減及び質の向上を図っている。

##### 【大学全国コース】

(第1～4期)約1,400人を採用し、順次留学開始。(第5期)平成27年12月より学生募集中(平成28年3月8日締切)。

##### 【高校生コース】

(第1期)303人を採用し、順次留学開始。(第2期)現在選好中、平成28年5月中下旬採否決定予定。

##### 【地域人材コース】

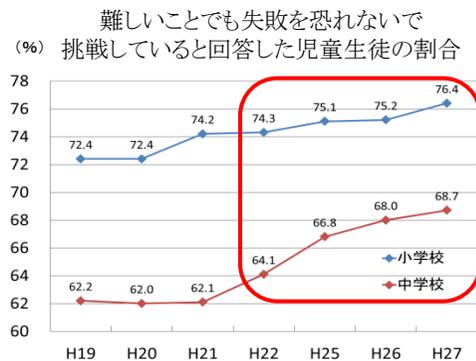
(平成27年度)11地域事業を採択、各地域において計72名(第3期及び第4期派遣留学生として)の学生を採用。

(平成28年度)現在地域事業を選考中、平成28年2月下旬～3月上旬支援対象地域決定予定。

# 主な成果指標の達成状況

## <新たな価値を創造する人材関係>

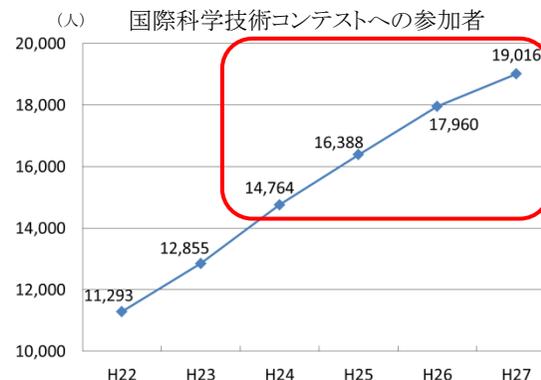
(成果指標②) 難しいことでも失敗を恐れずに挑戦している  
児童生徒の割合の増加 → 平成22～27年度の結果を比較すると、増加



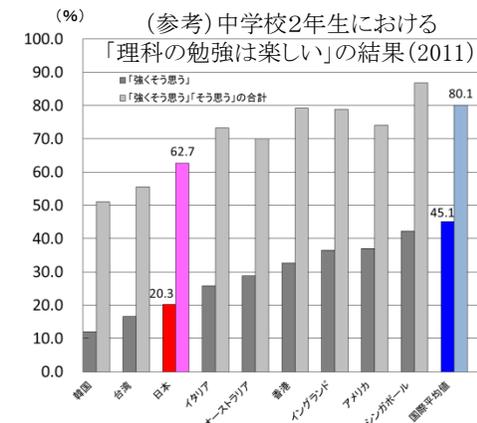
(資料)「全国学力・学習状況調査結果(平成19年度～平成27年度)」(文部科学省)

(成果指標③) 国際科学技術コンテストへの参加者の増加

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、増加



(資料)文部科学省調べ



(資料)国際数学・理科教育動向調査の2011年調査(TIMSS2011)

(成果指標⑤) 世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に倍増

→ 2007年～2011年平均と2009年～2013年平均の結果を比較すると、横ばい

被引用回数の多い(上位10%)論文※1数で  
世界100位以内の分野※2を有する大学数:

**7大学(2007-2011年平均) → 7大学(2009-2013年平均)**

(米:95→95大学、英:29→28大学、中国:44→55大学、独:20→22大学、  
仏:13→11大学)

(注)科学技術・学術政策研究所 調査資料-243「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」(平成27年)を基に、文部科学省にて作成

※1:被引用回数が各年各分野で上位10%に入る論文。

Article, Reviewを分析対象としており、整数カウントにより分析(2007-2011年5年平均値及び2009-2013年5年平均値)。

研究論文の被引用回数の多さは、当該論文の注目度の高さを表すものとされている。

※2:トムソン・ロイター社がデータベースの収録上作成している22分野分類(複合領域除く)。

(成果指標⑥) 大学の国際的な評価の向上

(研究面や教育面、国際面等で国際的に高い評価を受ける大学の増加)

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、横ばい又は減少

(主要な世界大学ランキングの上位100位内に入っている日本の大学数)

	H24	H25	H26	H27
Times Higher Education誌(英国)「World University Rankings」	2校	2校	2校	2校
Times Higher Education誌(英国)「World Reputation Rankings」	5校	5校	5校	2校
QS社(Quacquarelli Symonds Ltd)(英国)「QS World University Rankings」	6校	6校	5校	5校
上海交通大学「世界の大学の学術ランキング」	4校	3校	3校	4校

※ただし、「World University Rankings」「QS World University Rankings」については、データの取り方及び指標への換算方法に大きな変更があるため、各年の順位の比較は適切ではない。

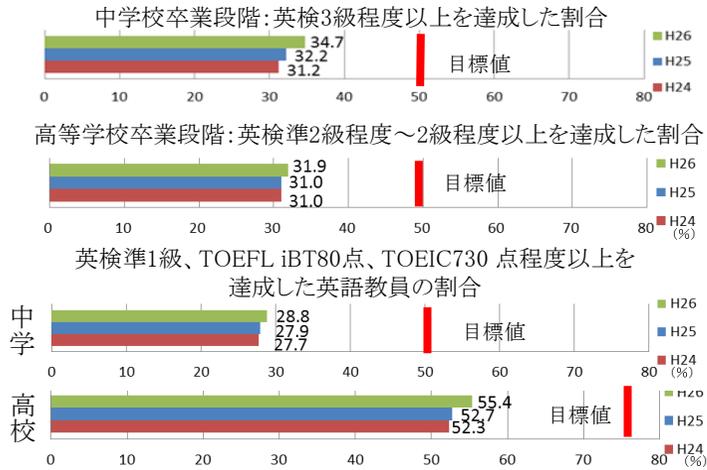
## <グローバル人材関係>

### (成果指標①) 国際共通語としての英語力の向上

・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標を達成した中高校生の割合50%

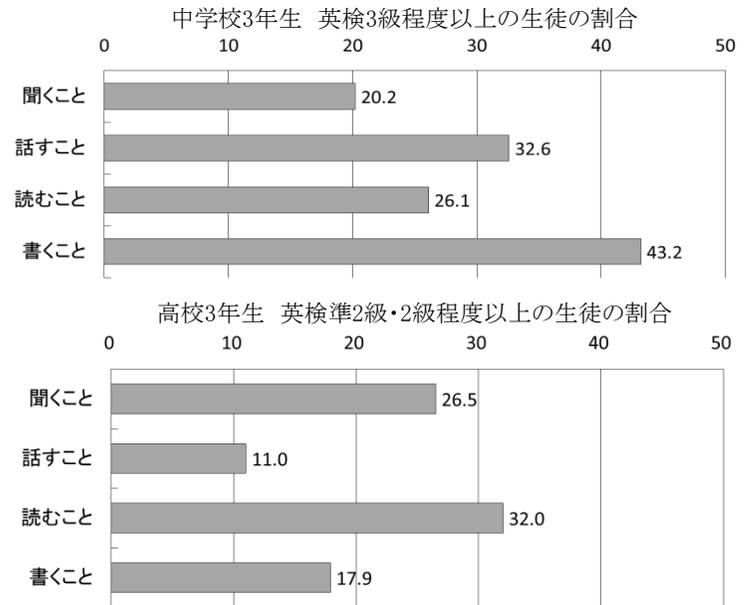
### (成果指標②) 英語教員に求められる英語力の目標を達成した英語教員の割合

(中学校:50%、高等学校:75%) →平成24～26年度の結果を比較すると、増加



(資料)「英語教育実施状況調査 (平成26年度)」(文部科学省)  
※目標値は学習指導要領に基づく。

(参考) 平成27年度「英語教育改善のための英語力調査」の結果(速報)

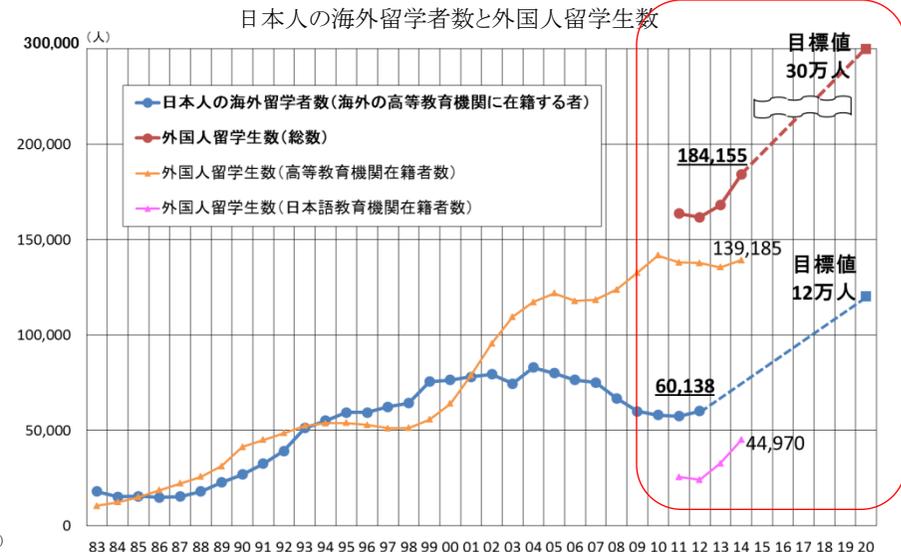


### (成果指標③)

### 日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加 (2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など)

→日本人の海外留学者数(海外の高等教育機関に在籍する者)は平成24年度実績が最新のため、計画策定以降の推移については、今後把握(平成25年度の実績は平成27年度中に公表予定)外国人留学生数(日本語教育機関に在籍する者を含む)は東日本大震災の影響で減少したものの、その後回復してきており、平成24～26年度の結果を比較すると増加特に日本語教育機関に在籍する者の増加が著しい。

(注) 日本人の海外留学者数: 海外の高等教育機関に在籍する者  
外国人留学生数: 大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、準備教育課程、日本語教育機関における留学生数  
「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて外国人留学生としている。  
(資料) 日本人の海外留学者数: OECD、IEE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ  
外国人留学生数(各年5月1日現在): 「平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果」(独立行政法人日本学生支援機構)



### 成果目標6(意欲ある全ての者への学習機会の確保)

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。  
また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。  
これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。

### 主な基本施策の進捗状況

#### 基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

##### 【基本的考え方】

- 教育格差の固定化解消に向けて、これまでも就学支援や公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。
- また、東日本大震災により被災した子ども・若者に対し、切れ目のない就学支援を実施する。

##### 17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

###### ● 幼児教育の段階的無償化

- ・幼児教育に係る保護者負担の軽減については、幼稚園就園奨励費補助による支援を行っており、平成27年度については、前年度に引き続き低所得世帯の保護者負担の軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、全ての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図った。
- ・幼児教育無償化については、平成27年7月の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」における今後の取組の基本方向を踏まえ、平成28年度予算(案)においては、低所得世帯について、①第1子の年齢に関わらず、保育料を第2子半額・第3子以降無償とし、②ひとり親世帯等への保育料軽減を拡充することとしている。
- ・なお、子ども・子育て支援新制度の下創設された施設型給付についても、保護者の所得状況に応じた負担軽減を図っている幼稚園就園奨励費補助事業と同様の措置を講じている。

##### 17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

###### ● 高校生等への修学支援

- ・平成25年に、低所得者支援の充実と公私間格差の是正の課題に対応するため、「高校授業料無償化制度」に所得制限を設ける法改正を実施。平成26年4月より、高校就学支援金制度を実施。(平成28年度予算(案):3,710億円)
- ・高校生等奨学給付金においては、平成27年度に生活保護受給世帯における補助対象を拡大及び非課税世帯における給付額を増額。平成28年度に向けては、非課税世帯第1子の給付額を増額。(平成28年度予算(案):131億円)

## 17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

### ● 大学等奨学金事業の充実と健全性確保

・意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく安心して学べるよう、平成26年8月に取りまとめた「学生への経済的支援の在り方について」(報告書)を踏まえ、貸与人員の増員等、大学等奨学金事業の充実を図った。平成27年度予算においても、①無利子奨学金の貸与人員の増員、②貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現、③より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図った。

独立行政法人日本学生支援機構大学等奨学金事業

<平成27年度予算額>

・貸与人員 無利子奨学金:46万人 (対前年度比1.9万人増(うち新規増8,600人)) ※このほか被災学生等分7,000人  
[有利子奨学金:87.7万人]

・事業費 無利子奨学金:3,125億円 (対前年度比125億円増) ※このほか被災学生等分48億円  
[有利子奨学金:7,966億円]

<平成28年度予算(案)>

・貸与人員 無利子奨学金:47万4千人 (対前年度比1.4万人増(うち新規増6,000人)) ※このほか被災学生等分5,000人  
[有利子奨学金:84.4万人]

・事業費 無利子奨学金:3,222億円 (対前年度比98億円増) ※このほか被災学生等分36億円  
[有利子奨学金:7,686億円]

### ● 国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免等の充実を図っている。国立大学については授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行うこととしている。公立大学では、全ての大学が授業料減免制度を設けており、平成26年度実績で約1.2万人に対して34.1億円の減免措置がなされている。私立大学については授業料減免等事業に加え、平成25年度より学内ワークスタディ事業、産業界との連携協力関係に基づく減免等奨学制度への支援を行う産学合同スカラシップ事業を実施。国立高等専門学校において、学生の経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、授業料等の減免枠を拡大。

平成27年度予算

<国立大学>

免除対象人数:約0.3万人増

平成26年度:約5.4万人→平成27年度:約5.7万人

学部・修士:約4.8万人→約5.1万人(約0.3万人増)

博士:約0.6万人→約0.6万人、被災学生分:約600人

<私立大学>

授業料減免等対象人数:約0.3万人増

平成26年度:約3.9万人→平成27年度:約4.2万人

※公立大学については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

#### 【基本的考え方】

- 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒を対象に学力向上のための取組を行う学校への支援を充実するとともに、離島を含めたへき地の子どもたち等に対する就学支援、東日本大震災により被災した子どもたちに対する心のケアや学習支援等を実施する。
- また、家庭の経済的格差の教育格差への影響や格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、挫折や困難を抱えた子ども・若者（例えば、若年無業者、ひきこもり、高校中退者など）や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働・保健・医療行政等と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う。
- さらに、依然として教育上の重要課題である暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の状況の改善に向けて、学校のみならず家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進する必要がある、この点も踏まえて生徒指導体制及び教育相談体制を整備・充実する。

#### 18-1 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

#### 18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体を連携した学習支援等

#### ● 子供の貧困対策の推進

- ・「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定。また、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援等のため、平成27年12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を「子どもの貧困対策会議」において決定。これらを踏まえ、「幼児期から高等教育段階まで切れ目ない教育費負担の軽減」と「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進」(※)を推進。

※ 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策に係る主な施策(平成28年度予算(案))

① スクールソーシャルワーカーの配置拡充:9.7億円(3.2億円増)

配置人数 3,047人(800人増)、 貧困対策のための重点加配(新規) 1,000人

【平成31年度末までの目標:1万人(全中学校区(1万校区)に1人の配置)】

② 貧困による教育格差の解消に向けた教員定数の措置:150人(50人増)

③ 地域住民の協力やICTの活用等による学習支援(「地域未来塾」):2.7億円(3,000中学校区、新たに高校生への支援を実施)

【平成31年度末までの目標:5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)】

# 主な成果指標の達成状況

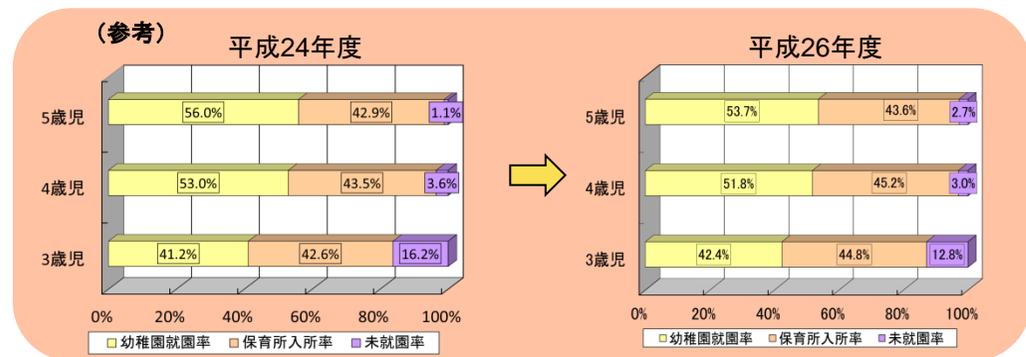
## <主として初等中等教育関係>

### (成果指標①) 幼稚園等の就園率の増加

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、増加

幼稚園就園率・保育所入所率(推計)

93.0% (平成24年度) → 93.9% (平成26年度)



(資料)「学校基本統計」(文部科学省)、「待機児童数調査」(厚生労働省)、「社会福祉施設等調査」(厚生労働省)、「人口推計年報」(総務省)より推計(文部科学省調べ)

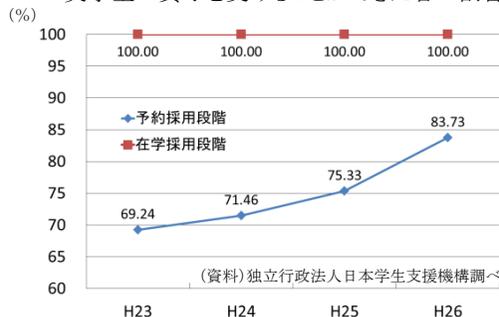
## <主として高等教育・生涯学習関係>

### (成果指標①) 進学機会の確保や修学の格差の状況改善

・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合の増加

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、増加

大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合



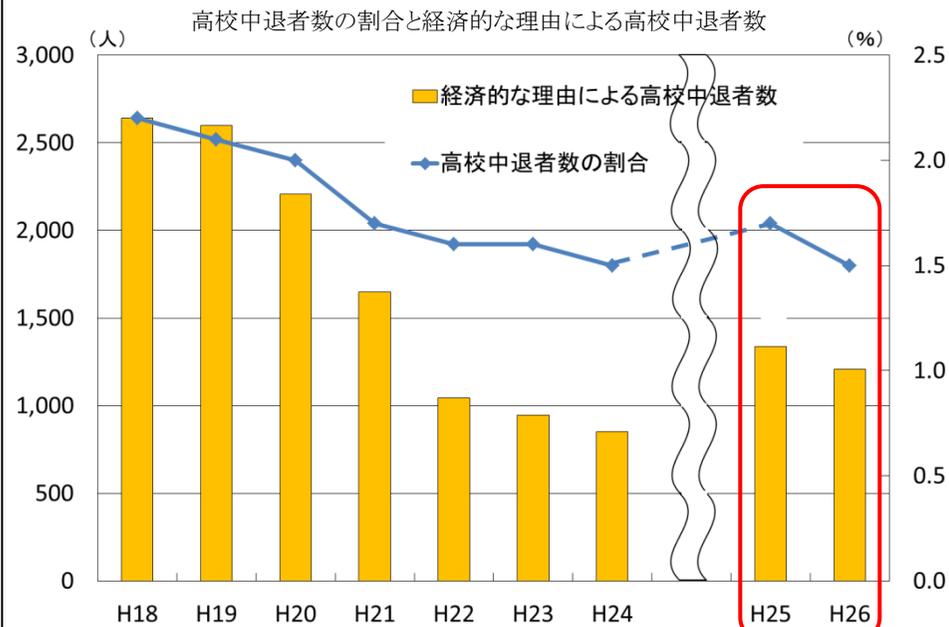
(資料)独立行政法人日本学生支援機構調べ

### (成果指標②) 経済的な理由による高校中退者の数の減少

### (成果指標⑤) いじめ、不登校、高校中退者の状況改善

(高校中退者数の割合の減少など)

→ 経済的理由による高校中退者の数及び高校中退者数の割合については、平成25年度と26年度の結果を比較すると、減少



(注)平成25年度からは高等学校通信制課程も調査に加えている。

(資料)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成18年度～平成26年度)」(文部科学省)

## 成果目標7(安全・安心な教育研究環境の確保)

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

### 主な基本施策の進捗状況

#### 基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

##### 【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。
- また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、国公立を問わず、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。

##### 19-1 安全・安心な学校施設

###### ● 学校施設の耐震化等の推進

- ・公立学校については、非構造部材を含む学校施設の耐震化、津波対策、防災機能強化、老朽化対策等について、必要な予算の確保に努めるとともに、各地方公共団体への働きかけ、講習会の実施等により、取組を推進。
- ・国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、耐震化を含む老朽改善整備等を推進。また、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指し、平成26年8月に天井撤去を中心とした対策の一層の推進を要請する通知を発出するなど対策の加速化に向けた取組を実施。
- ・私立学校については、耐震化を促進するため、平成26年度の耐震改築事業制度の創設、補助要件の緩和、平成27年度補正予算における耐震化の長期低利融資に係る財政融資資金の計上など、国庫補助と融資の両面で支援を推進。

##### 19-2 学校安全の推進

###### ● 安全教育の充実

- ・中央教育審議会学校安全部会において、安全教育の指導時間の確保等、今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心に専門的に審議を行い、平成26年11月に「審議のまとめ」を取りまとめ。
- ・「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校事故の再発防止に向けて、これまで発生した学校管理下での事件・事故災害における学校及び学校の設置者の対応について実態調査を実施、分析。

# 主な成果指標の達成状況

## <主として初等中等教育関係>

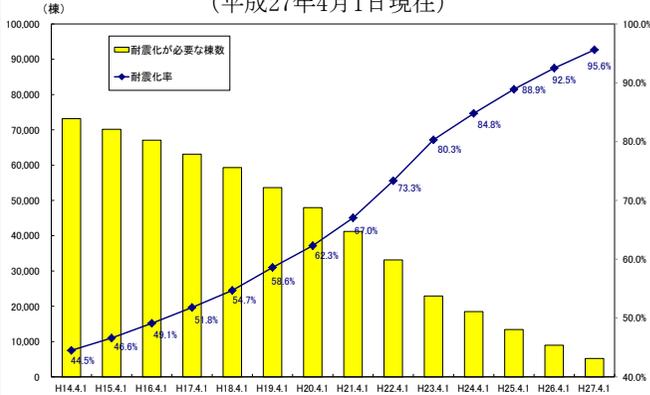
(成果指標①) 学校施設の耐震化率の向上

公立学校: 平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指す

私立学校: できるだけ早期の耐震化の完了を目指す

→ 公立学校、私立学校ともに耐震化率は向上

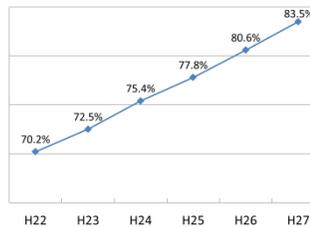
公立小中学校施設の耐震化率  
(平成27年4月1日現在)



(注) 非木造建物の推移。

(出典) 「公立学校施設の耐震改修状況調査(平成27年度)」(文部科学省)を基に作成。

私立学校施設  
(幼稚園～高等学校)の耐震化率  
(平成27年4月1日現在)



(資料) 「私立学校施設の耐震改修状況調査(平成27年度)」(文部科学省)を基に作成。

(成果指標②) 避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、整備状況は向上

	H24	H25	H26	H27
体育館のトイレ	79.8%	80.5%	81.2%	82.3%
屋外から利用できるトイレ	67.5%	69.1%	69.6%	70.6%
非常用の通信装置	40.0%	46.8%	55.8%	61.3%
防災倉庫／備蓄倉庫	38.4%	41.7%	47.2%	51.5%
貯水槽、プールの浄化装置等	33.5%	35.1%	36.3%	37.7%
停電に備えた自家発電設備等	27.5%	34.2%	40.2%	43.9%

(資料) 「学校施設の防災機能に関する実態調査(平成27年度)」(国立教育政策研究所)  
(注) 各年度の5月1日現在の値であり、公立学校(小・中・高・中等・特)の値である。

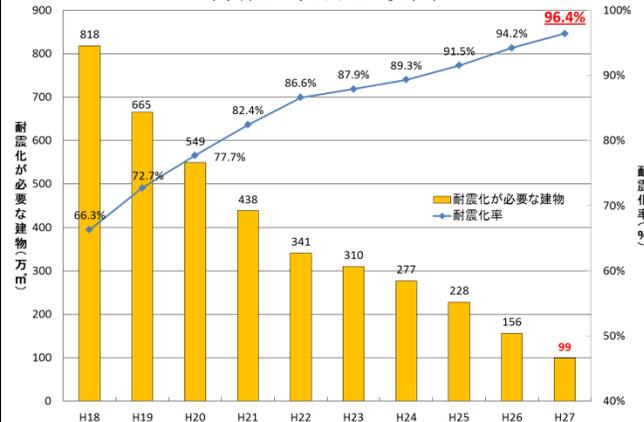
## <主として高等教育関係>

(成果指標①) 大学等の耐震化率の向上

国立大学等、私立大学等: できるだけ早期の耐震化の完了を目指す

→ 大学等においても耐震化率は向上

国立大学法人等施設の耐震化率  
(平成27年5月1日現在)



私立大学等の耐震化率  
(平成27年5月1日現在)

81.8% (平成24年度)

➡ 87.6% (平成27年度)

(資料) 「私立学校施設の耐震改修状況等の調査結果」(文部科学省)

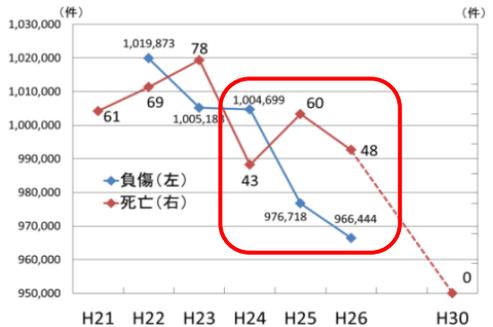
(出典) 「国立大学法人等施設実態報告書(平成27年度)」(文部科学省)を基に作成。

(成果指標③)

学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、学校管理下における負傷事故の発生件数は減少、死亡事故の発生件数は増加

学校管理下における負傷・死亡の発生件数



(資料) 「災害共済給付状況(平成23年度～26年度)」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)  
「学校種別の災害発生状況・給付状況(平成21年度、22年度)」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

## 基本的方向性4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

### 成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

### 主な基本施策の進捗状況

#### 基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

##### 【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。

##### 20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

##### 20-2 地域とともにある学校づくりの推進

##### ● 学校と地域の連携・協働の推進

- ・平成27年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)を取りまとめ、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であること等を提言。また、同答申を踏まえ、平成28年1月に『次世代の学校・地域』創生プラン」を策定。

### 基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関(COC構想)の推進

#### 【基本的考え方】

- 知的創造活動の拠点である大学等は、地域の中核的存在(Center of Community)である。これらの高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。

#### 21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

##### ● 知の拠点として地方大学強化

- ・平成25年度から自治体と連携して地域課題の解決に取り組む各大学の支援として実施してきた「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」を発展的に見直し、平成27年度より新たに、複数の大学が、地域活性化を担う自治体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を実施。

### 基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

#### 【基本的考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

#### 22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

##### ● 地域における家庭教育支援の推進

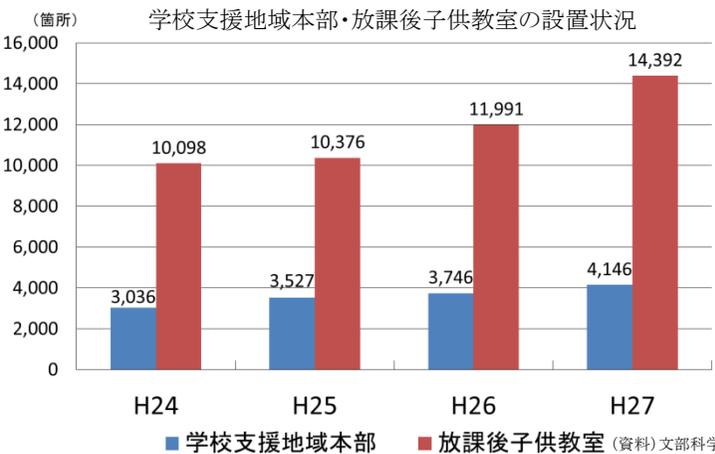
- ・全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進(平成27年度実施箇所数:3,322か所)。
- ・地方公共団体における訪問型家庭教育支援の取組を推進するために、支援手法の実証研究・開発を行うとともに(平成26、27年度)、関係者のための手引きを作成(平成27年度)。

# 主な成果指標の達成状況

## <初等中等教育・生涯学習関係>

(成果指標①) 全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

→平成24～27年度の結果を比較すると学校支援地域本部、放課後子供教室の設置状況は増加しているが、全ての学校区に占める割合は今後把握(平成27年度中に調査実施予定)

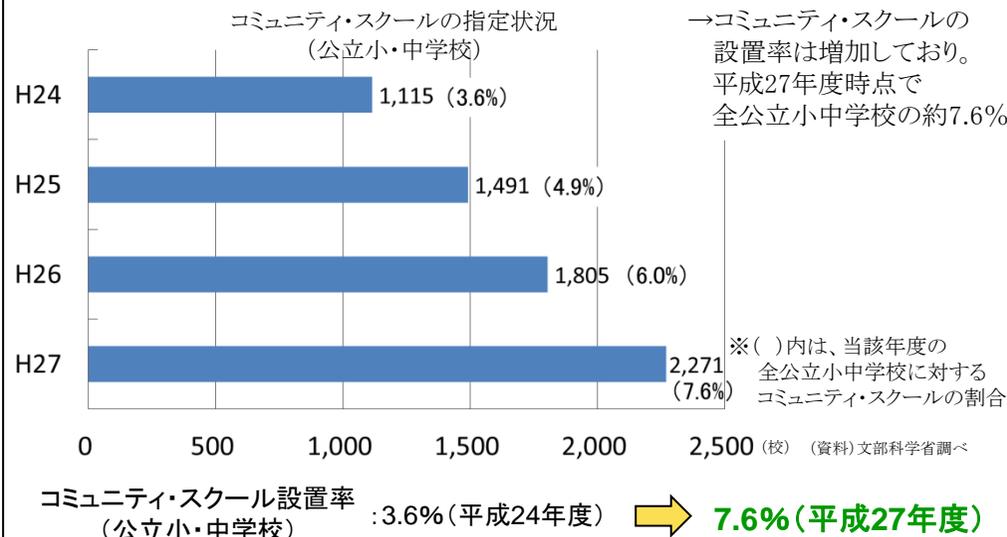


学校支援地域本部 : 25.5% (平成24年度) → **31.9% (平成27年度)**  
(公立小中学校あたりの実施率)

放課後子供教室 : 46.7% (平成24年度) → **48.0% (平成27年度)**  
(全体における小学校実施箇所割合)

※カバー学校数を全学校数(母数)で除した値

(成果指標②) コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大

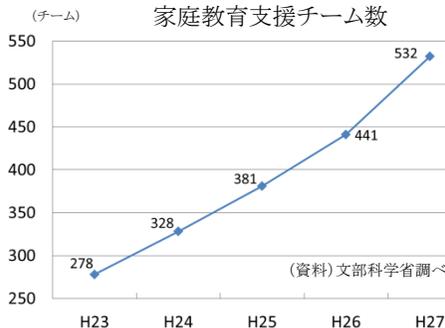


(成果指標⑥) 家庭教育支援の充実

・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施  
 → 家庭教育支援を実施している小学校区の割合は平成24年度と27年度を比較すると増加しており、平成27年度時点で79.6%  
 (家庭教育支援チーム数の増加) → 平成24～27年度の結果を比較すると、増加

小学校区単位での家庭教育に関する学習機会の提供か、家庭教育支援に関する個別相談業務かのいずれかを実施している比率

71.3% (平成24年度) → **79.6% (平成27年度)**



(資料)「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」(文部科学省)  
 「平成27年度生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」(文部科学省)

## <高等教育・生涯学習関係>

(成果指標⑤)

地域に向けた公開講座数や大学開放(体育館、図書館等)の状況の向上  
 → 平成24～26年度の結果を比較すると、

●大学及び短大における公開講座数  
 36,135講座 (平成24年度) → **39,816講座 (平成25年度)**

●体育館、図書館等の施設を開放している割合

大学 85.7% (平成24年度) → **86.9% (平成25年度)**

短期大学 74.9% (平成24年度) → **76.6% (平成25年度)**

(資料)「平成26年度開かれた大学づくりに関する調査研究」(文部科学省)

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

#### 【基本的考え方】

- 教育委員会について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革を行う。
- その際、基本施策20に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校を地域活性化の拠点として位置付け、学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することや、政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保すること、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。まずは、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。
- あわせて、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。

#### 23-1 地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立

##### ● 教育委員会改革

・教育委員会の責任体制の確立等を図る「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が成立、平成27年4月1日より施行。

### 基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備

#### 【基本的考え方】

- 世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する態度を備えた、これからの知識基盤社会、グローバル社会を生き抜く人材の育成を目指し、基本施策1から3までに掲げた教育の実現など学校が抱える期待や課題に応えるため、きめ細かで質の高い教育を支える指導體制の整備が必要である。また、地域間での義務教育における環境の格差が生じており、家庭の経済状況による教育格差も指摘されている。とりわけ人材育成の基盤である義務教育については、国の責務として機会均等と水準確保を図り、学びのセーフティネットとしての機能を十分に果たすようにすることが肝要である。
- こうした観点から、少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、小学校における専科指導、補習等の学習支援など学力向上、特別支援教育、いじめ問題への対応など教育再生につながる教職員等の指導體制の充実について、効果検証を行いつつ、今後の少子化の進展や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、教職員配置の適正化を計画的に行うなどの方策について検討する。
- あわせて、教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに、質の高い教員を確保する方策について検討する。

## 主な基本施策の進捗状況

### 24-1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備

#### ● 教職員指導体制の充実～授業革新やチーム学校などの推進～

- ・平成27年度予算においては、少子化等に伴って教職員定数が減少する一方で、授業革新などによる教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応などに必要な500人の加配定数の改善を実施。

### 基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

#### 【基本的考え方】

- 新学習指導要領の着実な実施を図り、良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため、学習活動への適応性、エコスクール化、バリアフリー化、地域の生涯学習の拠点や地域に開かれた学校とすること等に配慮した施設整備が計画的に行われるよう促進する。
- さらに、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づく計画的な教材の整備や観察・実験、実習等の教育活動を充実させるための施設・設備の整備、協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けたICT環境の整備や「学校図書館図書整備5か年計画」等に基づく学校図書館の整備の充実等を図る。

### 25-1 良好で質の高い学校施設の整備

#### ● 老朽化対策

- ・厳しい財政状況の下、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保できる「長寿命化改修」を推進するため、地方公共団体職員を対象とした講習会の開催などを通じて、普及啓発を実施。また、地方公共団体による学校施設の長寿命化計画策定の具体的手法等をまとめた手引を作成。さらに、手引を基に個別施設計画を策定する地方公共団体を支援する「学校施設の個別施設計画策定支援事業」を実施。

### 25-2 教材等の教育環境の充実

#### ● ICT環境の整備・充実

- ・「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26～29年度:4年間総額6,712億円)」を策定し、平成27年度は、地方自治体における学校のICT環境整備に対して、1,678億円の地方財政措置が講じられた。また、校内LANを整備する際に必要な経費の一部を補助し、学校のICT環境の整備促進を図った。

#### 【参考】

- ・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 平成24年度:6.54人 → 平成26年度:6.4人
- ・普通教室の校内LAN整備率 平成24年度:84.4% → 平成26年度:86.4%
- ・超高速インターネット接続率 平成24年度:75.4% → 平成26年度:81.6%
- ・校務用コンピュータ整備率 平成24年度:108.1% → 平成26年度:113.9%

## 主な基本施策の進捗状況

### 基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化

#### 【基本的考え方】

- 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。

#### 26-1 大学におけるガバナンス機能の強化

##### ● 大学におけるガバナンス機能の強化

- ・国立大学については、「国立大学改革強化促進事業」として、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。
- ・私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援として、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

### 基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化(機能別分化)の推進

#### 【基本的考え方】

- 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。

#### 27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

##### ● 国立大学の機能強化

- ・今後の国立大学改革の方針や方策をまとめた「国立大学改革プラン」を策定(平成25年11月)。また、第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性をとりまとめた「国立大学経営力戦略」を策定(平成27年6月)。これらに基づき、今後速やかに、各国立大学の強み、特色を最大限生かした機能強化及び経営力強化を図る。

#### 27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

##### ● 私立大学への支援

- ・私立大学等における教育研究活性化の促進・支援のため、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援。

## 主な基本施策の進捗状況

### 【基本的考え方】

- 一刻も早い被災地の復旧・復興に向け、被災地のニーズを十分に踏まえつつ、安全・安心な学びの場の確保や就学支援、心のケア、スポーツ機会の充実など、中長期的に切れ目のない支援を行う。
- 新しい東北を目指した被災地の創造的復興のために、教育機関が拠点となって、「学校からのまちづくり」の推進や復興を担う人材の育成、大学や研究所等を活用した地域の再生などを推進する。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、困難な状況に直面した際に自ら考え判断し行動する力や、困難に立ち向かうために周りの人々と協力し合う力などを育む教育の推進が必要であり、被災地からの未来型の教育モデルづくりや防災教育を促進し、被災地だけでなく全国的に共有していく。

### ● 学びのセーフティネットの構築

- ・引き続き、東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、心のケア、学校施設の復旧等について、被災地からの要望等を踏まえて支援を行うとともに、被災した学生等の修学機会を確保するため、奨学金等の経済的支援策を実施。

### ● 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- ・津波等により甚大な被害を被った自治体においては、公立社会教育施設についても復旧計画及び復旧事業が遅れている状況であり、地域における絆づくり、地域コミュニティ形成に資する公立社会教育施設の災害復旧を引き続き実施。

### ● 震災後の社会を生き抜く力の養成

- ・児童生徒等が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動することができるよう、放射線に関する教育の支援として副読本の作成・配布を行い(平成25年度)、教職員等を対象とした研修及び児童生徒等を対象とした出前授業を実施。
- ・被災3県の医学系大学が取り組む災害医療教育等への支援に加え、特例として東北地方に一校に限り医学部の新設を認可。

### ● 創造的復興を実現する人材の養成

- ・「復興教育支援事業」として、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を実施する団体(自治体・大学・NPO法人等)の取組を支援(平成27年度予算額:2,600万円、委託件数:7件)。